

障害者差別解消法
合理的配慮の提供等事例集の作成について（案）

1 目的

平成28年度に実施した「障害者差別事例及び合理的配慮の好事例等の調査」結果やこれまでの相談・受付内容を踏まえ、合理的配慮の好事例等を事例集としてまとめ、事業者及び都民の障害者差別解消法への理解を深め、合理的配慮の実践に向けた取組を促進する。

2 事例集コンセプト（案）

事業者、都民にとって「合理的配慮の提供」につながる行動をイメージしやすく、実践できる事例集とする。

3 事例集（案）

(1) 事例の掲載方法について

●場面別かつストーリー的に掲載
都民にとっては、障害種別を知った上で障害者とかかわることよりも、場面ごとで対応に困ることが多いと思われることから場面別に事例を掲載する。

加えて、ひとつの事例を掘り下げてストーリー的に掲載することで、実践できるという印象を事業者、都民に伝えたい。

(参考) 事例集（案）作成にあたって、他の自治体における事例集を掲載方法別に分類し、それぞれメリット・デメリットをまとめた。その中で場面別掲載のメリットとストーリー的掲載のメリットを合わせた掲載方法がコンセプトに最も近いと判断をした。

●分類：メリットとデメリットに分ける

① **場面別** （沖縄県・茅ヶ崎市・明石市ほか）

メリット：日常に落とし込みやすくイメージしやすい。

デメリット：自身が体験したことのない場面だとイメージしにくい。

② **障害種別** （名古屋市・旭川市ほか）

メリット：特性への理解が深まりやすい。

デメリット：障害への対応が固定化されかねない。多様性が伝わりにくい。

③ ストーリー的 (宇部市・茨城県ほか)

メリット：1つの事例が掘り下げられることでイメージが付きやすく具体的な対応がわかる。

デメリット：1つの事例のボリュームが大きいため、たくさんの事例が載せられない。

(2) 掲載事例の抽出方法

事例集の掲載事例の抽出方法は、東京都福祉保健局実施の「障害者への差別事例及び合理的配慮の好事例等の調査」及び内閣府実施の「障害者差別解消法に係る相談事例等に関する調査」に加え、これまでの相談・受付内容から抽出する。

(3) 掲載する場面について

掲載する場面については、事業者や都民がイメージしやすい、生活における場面とする。具体的な分類については内閣府の合理的配慮等具体例データ集の合理的配慮サーチの生活場面例の分類を参考に、以下の7つの場面を想定している。

- ① サービス（飲食・娯楽施設等含む）② 医療・福祉 ③ 公共交通 ④ 教育
- ⑤ 雇用 ⑥ 行政機関 ⑦ 災害時

(4) 実際の掲載イメージについて

- ・「事例集の掲載方法イメージ」（3ページ参照）
- ・「教育場面での相談事例（掲載案）」（4ページ参照）

(5) 事例集の配布先、今後の作成スケジュール等

- ① 部数：2万部発行を予定

② 配布先：事業者（加盟店含む）、公共交通機関、教育機関、当事者、行政機関等

- ③ ページ数：20ページ程度

④ 内容（案）：事例集作成の目的、障害者差別解消法について概要（不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等）を説明の上、15程度の事例について掲載。

- ⑤ 作成スケジュール（案）

・第3回地域協議会（本日）にて、掲載方法、掲載場面について検討。

・事務局案について、各委員にメール等で御意見を頂戴しながら原稿を作成する。

・第4回地域協議会（H29年12月頃）にて原稿案について、提示。

・第5回地域協議会（H30年3月頃）にて完成版を配布。

じれいしゅう けいさいほうほう 事例集の掲載方法イメージ

1 「相談事例」

しおうがいしゃ よう そうだんじれい
障害者から寄せられた相談事例

2 「経過」

そうだんじれい いた けいい
その相談事例に至った経緯

3 「合理的配慮の提供」

おこな ごうりてきはいりょ ていきょう
行われた合理的配慮の提供について

4 「ポイント・アドバイス」

じれい よう ほか かんが ごうりてきはいりょ
この事例で良い点、他に考えられる合理的配慮など

教育場面での相談事例（掲載案）

相談者：視覚障害者

1 「相談事例」

「中学生と小学生の父親で全盲です。学校からの各種プリントは、紙のものはみる
ことができません。家族の者に読んでもらうだけでは、時間の都合などで読めないことも
多々ありますし、主体的に自分で読むことも、親として当然のことなので、配慮をお願い
したいです。

2 「経過」

相談者は、担任の先生に直接相談をしました。そこで、全盲であるため、視覚以外で
情報を得る必要があることを説明し、相談者が持っているパソコンにあるソフトで
音声読み上げができるよう、資料をメール送付してほしいと提案しました。担任の先生
は、個別の対応をしてよいのか判断しかねました。また、学校から保護者へメールをし
たことがなかったため、校長先生に相談し、話し合いの場に参加してもらうことにし
ました。

＜話し合いの場の参加者：視覚障害者である保護者、担任の先生・校長先生の三者＞

3 「合理的配慮の提供」

校長先生も含めた話し合いの場で、学校のアドレスから相談者へのメールで対応でき
ることを確認しました。その後、学校からの資料はメールで送信しています。資料は
元々、ワードなどで作成されたものが多く、メールでのやり取りがスムーズにできてい
ます。

4 「ポイント・アドバイス」

「視覚障害といえば点字」と考えがちですが、現在は、IT技術の向上により、
簡便な方法で情報提供できる場合もあります。また、視覚障害者すべてが点字を
利用している訳ではありません。弱視であれば、拡大文字や視覚補助具等で読むことが
できる場合もあるなど、視覚障害でも個人差があり適切な情報保障は様々です。一人
ひとりに合った方法をよく聞いて対応することが必要です。また、この事例は、保護者へ
の合理的配慮の提供事例でした。保護者への合理的配慮の提供は、今後の課題とし
て検討していきたい事例です。

